

公益財団法人 日本フィランソロピック財団

2026年度「浦龍利・道雄 医志奨学金基金」募集要項

応募締切：2026年5月11日（月）まで

I. 目的

「浦龍利・道雄 医志奨学金」は、山口県下の指定高等学校を卒業後、国公立大学で学び経済的な不安を抱えながらも「温かな心ある医師」になることをを目指す学力優秀な医学生が、安心して勉学に専念し、卒業まで修学できるよう支援する給付型奨学金です。この奨学金は返済の義務はありません。年額150万円の奨学金を最長6年間、給付します。

2. 趣旨

この奨学金は、どのような環境にある学生も、そのおもい・可能性・能力が最大限に育まれる機会が得られるようにと願う、寄附者のおもいをもとに、「温かな心ある医師」を目指す学生を支援するために設立されました。

医者の中には、高い技術力と深い経験での確な診療に当たり、患者から信頼される人も多い中、技術や研究に関心が向き、患者に寄り添って「人」を診るという本来の医療姿勢が薄い医師に触れることも少なくありません。この奨学金には「病と向き合う患者さんとその家族の心にしっかりと寄り添える医師の育成を」との願いが込められています。奨学金に応募を検討される方は、「ご寄附者からのメッセージ」をよく読んで、趣旨を理解して応募してください。

3. 寄附者からのメッセージ

医師の道を目指すあなたに。

わたくしはこの奨学金を利用して医師としての志を貫き、感謝の心を養い、自らの人生は自分で切り拓く自律と自立の精神を培っていって欲しいと願っています。そして何よりあなたに、病と向き合う患者さんとその家族の心にしっかりと寄り添える、「温かな心ある医師」となっていただきたいと思います。

医師は、患者と向き合い、顔色や呼吸、痛みの有無などを注意深く丁寧に診察します。異常を発見したら、素早く的確な手当を行い、患者の健康体を取り戻す技術者といえるでしょう。物や機械の修理、メンテナンスを施す技術者ではなく、患者やその家族との信頼関係の中で「人」を診察、治療するという大切な役割を担います。高度なテクニックに加え、人間味溢れる温かな心が不可欠だと思います。心身共に病んで気弱になっている患者とその家族に向けた”医師のかける優しい思いやりの一言”が、時には最高の薬や治療になることがあります。私の義父 浦 龍利、主人 浦 道雄は山口県出身です。山口県から、そういった医師を輩出する一助となることを願います。 浦 文子

4. 奨学金概要

- (1) 対象：2026年4月現在で国公立大学の医学部1年～5年次在学者
- (2) 給付年額：150万円
- (3) 奨学金の主な使途：医師になるための学びや経験に必要な費用
例）大学に納入する授業料やその他費用、教科書・学術書、教材等やツールなどの購入費、勉強会や研修費、通学費、住居費など
- (4) 募集人数：2名
- (5) 給付対象期間：2026年4月から最短修業年限（卒業）まで
- (6) 給付方法：初年度は年額を一括給付。次年度以降は6月に上期分（4～9月）、12月に下期分（10～3月）を本人名義の金融機関口座へ振込
※ 給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付
※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金や学費減免制度との併用可

5. 応募資格

以下のいずれの項目にも該当する者

- ・2026年4月現在で国内の国公立大学の医学部1年～5年次に在学する者
- ・山口県内の指定校（岩国高等学校、宇部高等学校、下関西高等学校、徳山高等学校、山口高等学校）を卒業した者
- ・「温かな心ある医師」になることを目指す者
- ・学業成績が優れている者
- ・令和7年度の「課税標準額」の世帯合算額が以下に当てはまる者

世帯人数	課税標準額
2人世帯	5,000,000円未満
3人世帯	5,500,000円未満
4人世帯	6,000,000円未満
5人世帯	6,500,000円未満
6人世帯	7,000,000円未満

※世帯人数とは、生計を一にしている（同じ財布・収入源で生活している）家族の人数。同居・別居は問いません。

※課税標準額とは、住民税の計算の基礎となる金額のこと。市区町村役場で発行する課税証明書（所得証明書）で確認ができます。ご不明な場合は、発行された市区町村にお問い合わせください。

- ・財団の定める「奨学生の義務と留意事項」に同意できる者

6. 募集概要

(1) 募集期間

2026年3月12日（木）から5月11日（月）まで

(2) 募集人数：2名

7. 応募方法と必要書類

【応募方法】

電子申請システム「Graain」より願書等を受付いたします。

※Graain利用方法は「12. Graain利用方法」をご参照ください。

【必要書類】

① 願書（応募フォームより入力）

② エッセイ（1,800～2,000文字）

　　テーマ：私が医師になろうと思った動機と目指す医師像

③ 顔写真

④ 大学の在学証明書

⑤ 大学の学業成績証明書（大学1年生は不要）

⑥ 指定校の卒業証明書

⑦ 住民票の写し

※本人を含む同一生計の世帯全員分（単身赴任や別居の場合も同一生計の場合は全員分お出し下さい）

※発行日から3ヶ月以内・続柄記載あり・本籍地及び個人番号は省略

⑧ 令和7年度「課税証明書」

※父母等扶養者全員分。令和7年度（令和6年1月1日から12月31日）をご提出ください。

※応募者が独立生計（生計維持者）の場合は、応募者自身の証明書を提出。

※就業しておらず、収入がない場合も必ず提出してください。

8. 選考方法

一次選考（書類審査）を通過した方には、二次選考（オンライン面談）を受けていただきます。選考においては、学業成績・人物、この奨学金の趣旨である「『温かな心ある医師』になること」を目指す意欲などにより総合的に判断します。

9. 募集スケジュール

応募受付開始	: 2026年3月12日(木)
応募受付締切	: 2026年5月11日(月)
一次選考結果通知	: 2026年6月中旬(予定)
二次選考(面接)	: 2026年7月上~中旬(予定)
最終結果通知	: 2026年9月上旬(予定)
奨学金給付	: 2026年9月中(予定)

10. 内定後の提出書類

- ✓ 奨学金給付申請書 兼 誓約書

11. 奨学生としての活動

- (1) 給付期間中は、毎年度1回の学業成績表・在学証明書・報告書の提出、および財団による面談に応じていただきます。
- (2) 財団が開催する式典などに参加いただきます。
- (3) 毎年の報告書に使途を記載していただきます(レシート及び領収書の提出は不要)。提出に当たっては財団が指定する報告書フォームを使用してください。
※詳細は、「奨学生の義務と留意事項」をご確認ください。

12. Graain 利用方法

- (1) 助成電子申請システム「Graain」に新規アカウントを作成してください。

<https://www.service.graain.net/UjBrs/general/login>

- (2) ログイン後、申請者用Home画面に表示される助成プログラム一覧の中から、2026年度「浦龍利・道雄 医志奨学金基金」を選択してください。

※選択・申請は2026年3月12日から利用できるようになります。

- (3) 画面の案内に従って必要情報を入力し、ご用意いただいたすべての必要書類を申請画面からご提出ください。

13. 問い合わせ先

公益財団法人 日本フィランソロピック財団

Email : info(アットマーク)np-foundation.or.jp *(アットマーク)を@に変更してください。

※お問い合わせは、2026年5月11日(月)午前9:00までの受付となります。お問い合わせメールは、件名を「浦龍利・道雄 医志奨学金基金」としてください。ご回答には数日いただく場合があるため、時間に余裕をもってお問い合わせください。

奨学生の義務と留意事項

1. 義務

- (1) 奨学生は毎年度、成績証明書・在学証明書・生活状況報告書を期日までに提出していただきます。
- (2) 奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出でください。
 - ① 留年・休学・復学・海外留学・転部・転学または退学するとき
 - ② 停学その他の処分を受けたとき
 - ③ 財団に登録した情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき
- (3) 他の奨学金や大学授業費免除などとの併用は可能です。ただし、ご利用になる場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。

2. 留意事項

(1) 奨学金の休止

当財団は、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を休止します。

- ① 上記に定める義務を果たさなかったとき
- ② 奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき

(2) 奨学金の復活

奨学金の給付を休止された者が、その事由が止んで当財団に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがあります。

(3) 奨学金の廃止

奨学金の継続については、1年毎に見直しを行い、著しい成績不良や奨学生としてふさわしくない生活態度等が見受けられた場合は、給付を終了する場合があります。奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、奨学金の給付を廃止し、奨学生としての受給資格を失います。

- ① 在学する大学で処分を受け学籍を失ったとき
- ② 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき
- ③ 重い傷病などのために成業の見込がなくなったとき
- ④ 学業成績または操行が不良となったとき
- ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑥ 虚偽の報告が認められたとき
- ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(4) 奨学金の辞退

奨学生は、いつでも当財団に奨学金の辞退を申し出ることができます。

(5) 奨学金の返還

2-(3)-(6)の事由によって廃止した場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

以上